

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年6月3日提出

基山町長 松田 一也

令和4年6月10日原案 承認

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

基山町長 松 田 一 也

（専決理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、固定資産税（土地）の負担調整措置及び省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置等を講ずるために、基山町税条例等を改正することが急務であるため。

基山町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

基山町長 松田 一也

基山町条例第7号

基山町税条例等の一部を改正する条例

(基山町税条例の一部改正)

第1条 基山町税条例(昭和24年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第12項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

(基山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 基山町税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第13号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条のうち、基山町税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の基山町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。